



Title	フランス法における著作者人格権と権利濫用論
Author(s)	藤川, 純子
Citation	国際公共政策研究. 1999, 3(2), p. 121-135
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/9491
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

フランス法における著作者人格権と権利濫用論

The Abuse of the Moral Rights in the French Copyright Law

藤川 純子*

Junko FUJIKAWA*

Abstract

In the French copyright law, there is a lively controversy concerning to the relation between the exercise of moral rights by the author of the original work and the theory of abuse of rights.

The points taken in this article are : (1) whether the moral rights are discretionary rights that may be exercised by their holders with complete impunity ; (2) whether the presumption of lawfulness attached to the exercise of rights differs according to the moral right which is involved (Some writers accept that the exercise of the right of integrity is less strongly presumed to be lawful than that of the other moral rights.); (3) whether the nature of the protected work have an influence on the finding of abuse .

キーワード：知的財産法、著作権法、著作者人格権、権利の濫用、著作者人格権の濫用

Keywords : Intellectual property law, Copyright law, Moral rights, Abuse of rights, Abuse of the moral rights

* 大阪大学大学院国際公共政策研究科 博士後期課程

1 はじめに

わが国の著作権法は、著作物の著作者に対して、著作者人格権と著作権（著作財産権）という二つの権利を与えている（17条）。著作者人格権は、著作者の人格的な利益を保持するための権利である。また、著作財産権は、著作者が自己の著作物を他人に利用させることによって経済上の利益を得るための権利であり、その中心となるのは複製権である。著作権法が著作財産権のみならず著作者人格権という精神的権利を著作者に与えているのは、著作者の思想・感情が表現された著作物（2条1項）には、著作者の人格が具体化されているという考えに基づく¹⁾。

著作権法第3節第2款は、著作者人格権という表題に続いて、公表権、氏名表示権、同一性保持権という三つの中心的な権利を規定する。このうち、公表権（18条1項）とは、著作者が著作物を世に出すかどうか、いつ、いかなる方法で出すのかを決定する権利をいう。次の氏名表示権（19条1項）とは、著作物に著作者の氏名を表示するかしないか、実名で表示するかどうかを決定する権利をいう。最後の同一性保持権（20条1項）とは、著作物またはその題号に対して不本意な改変を加えられることのない権利をいう。

このように著作権法上、著作物の著作者は著作者人格権による保護を与えられるところ、近年、裁判所が著作者による著作者人格権の行使について権利濫用と認定した例が現われた。すなわち、東京地裁平成8年2月23日判決²⁾は、著作者が同一性保持権の侵害を主張したのに対して、著作者に背信行為があったことを理由に、権利行使は権利濫用にあたると判断し、請求を棄却した³⁾。

従来、わが国の議論においては、著作者による著作者人格権の行使がいかなる場合に権利濫用となるかについて、詳細に検討されることは少なかった。そのため、権利濫用の認定の際に、著作者人格権の人格権としての性質および個々の権利（公表権、氏名表示権、同一性保持権）の性質は考慮されるのか、そうだとすればどのように考慮されるか、また権利の対象となる著作物の性質についてはどうか等の疑問が依然として残されている。

この点、フランス法は、権利濫用論の長い歴史を有するとともに⁴⁾、近時は著作者人格権の

1) このような著作者人格権の趣旨に基づいて、この権利を人格権として捉える見解が有力である。斎藤博『人格権法の研究』（一粒社、1979年）232頁、田村善之『著作権法概説』（有斐閣、1998年）333頁等参照。もっとも、著作者人格権が付与された趣旨は著作者の人格的な利益の保持にあるとしても、権利自体は著作物に対する一定の支配権であるとして、著作者人格権は人格権とは異質のものであるとする見解もある。半田正夫『著作権法概説〔第八版〕』（一粒社、1997年）120-122頁参照。

2) 知裁集28巻1号54頁。

3) この判決に対する批評としては、小泉直樹「著作者人格権」民商法雑誌116巻4・5号（1997年）84頁以下、106-107頁、上野達弘「『やっぱりブスが好き』漫画改変事件」著作権研究24号（1997年）173頁以下参照。

4) フランスにおける権利濫用論の発展については、末川博「フランスにおける権利濫用論」『権利濫用の研究』149頁以下、江川英文「フランス法に於ける権利濫用論」比較法研究3号21頁以下、木村健助「フランス法における権利

行使が権利濫用となる場合について、判例および学説上、活発な議論が行なわれている。また、フランス知的財産法典の著作権に関する規定⁵⁾は、著作者人格権と著作財産権との二元構成を採用し、著作財産権を譲渡可能とする一方で著作者人格権については一身専属性を認めるなど、基本的な構造において、わが国の著作権法との間に共通点を有する。

本稿は、フランス法における著作者人格権の濫用に関する議論を参照することによって、わが国の議論に対する若干の示唆を得ることを目的とするものである。

2 著作者人格権の保護⁶⁾

フランス知的財産法典 (le Code de la propriété intellectuelle, CPI⁷⁾) L-111-1 条は、著作者の権利は、「財産的秩序に属する性質とともに知的及び精神的秩序に属する性質を有する」と定める。著作物の著作者は財産的権利である著作財産権とともに精神的権利である著作者人格権 (droit moral) を有するという規定は、わが国の著作権法における二元的な立場 (17条1項) と共通する。また、フランス法上、著作者人格権は「人格に対して付与される」ものと考えられており (CPI L-121-1 条)、さらに、著作者人格権は「永続し、譲渡できず、時効消滅することはない」という特質を有するとされる (CPI L-121-1 条)。これらの規定から、判例および多数説は、著作者人格権を人格権の一つとして位置づけている⁸⁾。

次に著作者人格権に属する個々の権利についてみると、CPI の規定する著作者人格権には、四つの権利が含まれる。すなわち、著作物を公表するかしないか、いかなる態様で公表するかを決定する権利 (CPI L-121-2 条、以下公表権と呼ぶ。)、著作者の氏名および資格を表示するかしないか、実名で表示するかどうかを決定する権利 (CPI L-121-1 条、以下氏名表示権と呼ぶ。)、著作物の完全性を尊重される権利 (CPI L-121-1 条、以下著作物尊重権と呼ぶ。)、著作物の利用権が譲渡される前であると後であるに関わらず、著作物の発行後に著作物を修正または撤回できる権利 (CPI L-121-4 条、以下修正撤回権と呼ぶ。) である。

濫用」末川先生古希・「権利の濫用(下)」(1962年) 275頁以下、山口俊夫『フランス債権法』(東京大学出版会、1986年) 102頁以下等参照。

5) フランス知的財産法典は1992年に制定され、これには1957年5月11日の著作権法および1985年7月3日の改正法が取り込まれている。これらの法律および法典の邦訳としては、大山幸房訳『外国著作権法令集(18)フランス編』(著作権情報センター、1996年)がある。なお、フランス著作権法の歴史的背景および1992年以後の法典改正については、A. Lucas and R. Plaisant, "France", P. E. Geller ed., *International Copyright Law and Practice*, Matthew Bender, 1997, pp. 9-10. 参照。

6) 板倉集一「契約による著作者人格権の制限序説—フランス法を中心として—」平成法学1号(1996年) 91頁以下、96-102頁参照。

7) L. n° 92-597 du 1^{er} juill. 1992.

8) 拙稿「著作者人格権を制限する契約と公序良俗論」国際公共政策研究3巻1号(1999年) 135頁以下、139頁参照。

3 権利濫用の判断基準と限界

今日、フランスの判例および学説は、権利行使は濫用的に行なわれることがあり、濫用的な行使をした権利者は責任を負うということを一致して認める。しかし、権利濫用の判断基準については、さまざまに見解が分かれる。著作者人格権への適用可能性を考えるために、権利濫用の判断基準に関する理論を単純化して捉えるならば、少なくとも、「権利者は、その権利の客観的範囲内で行使したとしても、他人を害する目的でのみ行使する場合には、権利の濫用となる」という基準は、唯一の確実なものであるとされる⁹⁾。またこの主観的な基準のほかに、権利濫用を判断するための客観的な基準を考える場合には、権利 (droit subjectif) と権限 (droit fonction)¹⁰⁾ を分けて考えることが有用であるという見解がある¹¹⁾。この立場によると、権利は「利己的」なものであるから、真実正当な利益を欠く場合にのみ濫用とすることが許されるのに対して、権限は公益または他者の利益のために付与されるものであるから、それが付与された目的から逸脱する場合に濫用が認められるとされる。これに対して、権利本来の目的からの逸脱という基準は、権限だけでなく権利についても適用しうるとする見解も存在する¹²⁾。

また、権利濫用の認定については、その判断基準をめぐる議論のほかに、全ての権利が権利濫用の判断を受けるのかという議論がある。この点、権利の本質または対象のゆえに権利行使について裁判官の評価を受けることがなく、従って濫用とされることがない権利すなわち絶対権が観念される。

4 著作者人格権の人格権としての性質と絶対性

権利の濫用が認められない絶対権というカテゴリーが観念されるところ、著作者人格権がそのような絶対的性質を有するか否かについては、古くから議論があり、学説は分かれる。

まず、著作者人格権の絶対性を肯定する見解についてその論拠をみると、この見解は、著作者人格権が人格権であることから絶対性を導く。すなわち、今日この見解を主張する Pillaud-Dulian によれば、人格権の領域は、裁判官による介入が控えられるべき法領域である。なぜ

9) RIDA, janv.1992, p.272, note Sirinelli, pp.281-282.

10) 主観的権利とは、例えば財産権や債権のように、立法等の客観的な法によって個人に付与された、自己の利益のために行為し、請求し、禁止することのできる権利である。一方、権限とは、他人または公共の利益のために行為し、請求することのできるまたはしなければならない権能をいう。Vocabulaire Juridique 6^e éd., PUF, 1987, p.299.

11) Pillaud-Dulian, "Abus de droit et droit moral" D, 1993, chron., p.98, Sieinelli, op.cit., p.283.

12) Gautier, Propriété Littéraire et Artistique, PUF, 1996, 2^e éd., p.161, n°96 は、Josserand を引用して、権利(あらゆる利益の全体)が立法者の予定した趣旨に従って行使されたか否かが濫用か否かの基準であるとする。

なら、人格権を行使する際の権利者の判断は、きわめて個人的、内面的なものであるから、裁判官は、権利者の主観を自分自身の主観に置き換えることによってしか権利者の権利行使について評価しえない。よって結局、人格権を行使する者の内面そのものは裁判官による価値評価を受けようがないのであると彼はいう¹³⁾。

また、Pillaud-Dulian は、著作者人格権が絶対性を有することの条文上の根拠として、CPI L-121-3 条の反対解釈をあげる。CPI L-121-3 条は、死亡した著作者の承継人が公表権を明らかに濫用的に行使または行使しない場合には、裁判所はいかなる措置をも命じることができると定める。彼によれば、著作者の承継人が著作者人格権を濫用する場合についてはこれに対する規制が明文で規定される一方で、著作者自身による濫用についてはこのような規定がないということは、著作者が生前に著作者人格権を濫用する場合については一般法に送致されるということを意味するのではない。なぜなら、著作者人格権が著作者自身によって行使される場合に権利濫用の一般理論が適用されるとすると、この場合には CPI L-121-3 条が定めるような濫用の明白性が要件とならず、著作者はその承継人よりも厳しい取り扱いを受けるという矛盾した結果となるからである。よって、著作者がその生存中に自ら著作者人格権を行使する場合には権利濫用によるコントロールが排除されるという結論が導びかれると彼はいう。そして、このように著作者の生存中と死亡後とで取り扱いが異なるのはなぜかという、著作者の死亡時に、著作者人格権は変容を受けるからであるとする。すなわち、著作者人格権は著作者に委ねられた個人的、絶対的な権利から承継人に委ねられる権限へと変容し、承継人は、自己の利益のためではなく、著作物を通じて著作者のかつての姿と思想を保存するためにのみ権限を行使しなければならないからであるとする。

以上のような主張に対して、著作者人格権の絶対性を否定する見解からは、次のような反論がなされる。

まず、人格権であるからといって絶対性が認められるとは限らないという反論がある¹⁴⁾。例えば、著作者人格権以外の人格権については、その行使が権利濫用となる可能性が認められており、その一例としては反駁権が挙げられる¹⁵⁾。従来、反駁権はその行使が濫用とされる可能性のない絶対権であると考えられてきたが、最近の破毀院判決は、この権利にも濫用の可能性があることを明言した¹⁶⁾。

また、先にみたように、著作者人格権の絶対性を肯定する論拠として Pillaud-Dulian が主張する CPI L-121-3 条の反対解釈は、まさに彼がこの反対解釈を裏づけるものとする、著作

13) JCP 1991 II 21760 obs. Pillaud-Dulian, et op. cit., p. 100.

14) Gautier, loc. cit.

15) Caron, "Abus de Droit et Droit d'Auteur une Illustration de la Confrontation du Droit Special et du Droit Commun en Droit Civil Français" RIDA avr. 1998, n°. 176, p. 3, p. 15.

16) Cass. Crim. 16. janv. 1996, D. 1996, p. 462. 反駁権については、山口俊夫「反駁権—フランス法を中心として」現代損害賠償法講座 2 (日本評論社、1972年) 参照。

者の死亡時に生じる著作者人格権の変容を根拠として、不可能であると反論される¹⁷⁾。すなわち、著作者自身が著作者人格権を行使する際には自己の利益のために行使するのに対して、承継人が死亡した著作者の著作者人格権を行使する際には著作者の利益のために行使する。このように、著作者の生存中には権利行使は利己的でありのに対して、死後には利他的でなければならないという状況の違いがある以上、この条文を Pllaud-Dulian のように反対解釈することには無理があるとする。結局、この規定は著作者の死後には「著作者人格権の帰属者がいないことを埋め合わせるもの」にすぎず、著作者自身による著作者人格権行使については何も述べていないと解すべきであるとされる¹⁸⁾。

一方、これまでに著作者人格権の絶対性に関わる言及をした判例は、それほど数は多くないものの、その判断は分かれている。以下では、この問題に関するこれまでの破毀院判例をみていくことにする。

破毀院は、1957年5月11日法が制定されるより前には、著作者人格権の絶対性を認めておらず、夫婦財産制との関連で著作者人格権の行使が問題とされたいくつかの判決¹⁹⁾において、著作者である配偶者は、著作者人格権を「相手方配偶者あるいはその代理人を害する目的で」行使してはならないという判断を繰り返した。これらの判決では著作者人格権の濫用が実際に認められたわけではないとはいえ、その可能性は留保された。その後、1957年法の制定後に現われた破毀院の二つの判決は、一見すると正反対の判断を行なったもののようにみえる。すなわち、1984年6月5日判決²⁰⁾は、著作者人格権の絶対性を肯定し、より最近の1991年5月14日判決²¹⁾は、再びこれを否定した。これら二つの破毀院判決の事案の概要およびこれらに対する学説の評価について、次にみることにする。

まず第一の、1984年6月5日判決で問題となった事案は次のようなものであった。建築家Xは、A社のために建物の設計図を作成した。しかしその後、XA間の契約は解除された。仕事を引き継いだ別の建築家Yは、許諾を得ることなくXの設計図を改変した上、自己の名を著作者として表示した。これに対して、Xが氏名表示権等の侵害を理由として提訴した。

第一審において裁判官は、著作者人格権の侵害等に基づく損害賠償を命じた。しかし控訴院は、次の理由で損害賠償を減額した。すなわち、Xは「当事者双方の過失によって最初の契約が解除されたことを考慮するならば、改変についての許諾を拒否することはできなかった」はずだからであると。これに対してXが上告したところ、破毀院は、「創作的な著作物の

17) Caron, op.cit., p.3, p.17, Carreau, "Propriété Intellectuelle et Abus de Droit" *Propriété Intellectuelle Mélanges en l'Honneur de André Françon*, Dalloz, 1995, p.15, p.30.

18) Carreau, loc.cit.

19) Cass.civ.25 juin.1902, *Lecocq*, DP.1903, 1, p.5, Cass.civ.14 mai 1945, *Canal*, D.1945.p.286, Cass.civ.1^{re} déc.1956, *Bonnard*, JCP 1959. II.11141.

20) Cass.civ.1^{re}, 5 juin 1984, D.1985, somm.p.312, obs.Colombet, RIDA avr.1985, n°.124, p.150.

21) Cass.civ.1^{re}, 14 mai 1991, *Chiavarino*, RTD com.1991, p.592, obs.Françon, JCP 1991II21760 obs.Pllaud-Dulian, RIDA janv.1992, p.272, note Sirinelli.

著作者による著作者人格権の行使は、絶対的性質のものであり、その行使は裁判官によって正当性を評価されることを免れる」と述べて、原判決を破毀した。以上からすれば、この破毀院判決は、著作者人格権が絶対権であることをはっきり認めたものであるようにみえる。

これに対して第二の、1991年5月14日判決の事案は次のようなものであった。Xは、20年以上の期間にわたり、Y社の従業員著作者としてYのために一定数の劇画を作成した。これらの劇画はその筋書をXが考案し、作画をAが担当したものであった。その後、Xは、財政的事情を理由としてY社から解雇され、この解雇を原因とする労働裁判の係属中、Y社に対して、今後自己が著作者または共同著作者である著作物を許諾なしに出版することを禁止するという通知を行なった。それにもかかわらず、その後Y社は、XとAが共同著作者である作品集の再版を発行した。Y社の申し出た使用料を拒否した後、Xが、全ての出版部数の差押えおよび損害賠償等を求めて提訴したのが本件である。

Xは、請求を棄却した控訴院判決を不服として上告した。その理由は、著作者は利用権の譲渡後であっても、譲受人に対する損失補償を条件として、修正撤回権（1957年法32条、CPI L-121-4条²²⁾）を行使できるというものであった。これに対して、破毀院は次のように述べた。修正撤回権は著作者人格権の一つであるところ、「控訴院は、Xは自己の請求を正当化するために、Yによって報酬の計算基準とされた1%の割合が不十分であることを理由としたにすぎないと認定し、正当にも、1957年5月11日法32条の目的とは無関係であるそのような動機は、その利益に関わらず、条文の規定から逸脱しており、条文が規定する権利の濫用的行使であると判断した。この判断のみによって、他の判決理由は考慮するまでもなく、Xの請求を棄却した控訴院の判断は正しいといえる」。このように本件において破毀院は、Xによる著作者人格権の行使が経済上の利益のみを動機とするものであったことから権利濫用を認め、これを理由に上告を棄却しており、著作者人格権の絶対性を否定したものと解される。

以上の二つの破毀院判決は、著作者人格権の絶対性について正反対の判断を行なったものであるようにみえる。これらの判決について学説がどのように評価しているかを、次にみていくことにする。

まず、1984年判決に関する学説の評価からみることとする。この判決について、Pllaud-Dulian は、著作者人格権が人格権であることに基づいて絶対的性質を有することを明言したものであると述べる²³⁾。また、1957年法の制定以前に、著作者人格権が濫用される可能性を

22) CPI L-121-4 条は、「著作者は、利用権の譲渡にかかわらず、また著作物の発行後であっても、譲渡人に対して修正又は撤回する権利を有する。但し、著作者は、この修正又は撤回が譲受人に対して惹起しうる損失を事前に補償することを条件としてのみ、この権利を行使しうる。著作者が修正又は撤回する権利を行使した後に、その著作物を発行させることを決定する場合には、著作者は、最初に選ばれた譲受人に対して、最初に定められた条件において、その利用権を優先的に提供しなければならない」と規定する。

23) Pllaud-Dulian, *Le Droit Moral en France, à Travers la Jurisprudence Récente*, RIDA juillet 1990, n° 145, p. 148.

認めたいいくつかの破毀院判決とこの判決との関係については、確かに、著作者人格権が立法上の根拠をもたず判例上の権利にすぎなかった時代には、著作者人格権の内容が十分に定まっておらず、その権利行使に裁判所が介入することにも正当性が認められた。しかし、1957年法によって著作者人格権の内容が明確に規定されたことからその正当性は減少した²⁴⁾。さらに、古い判決はいずれも夫婦財産制に関する事案についてのものであるところ、1957年法25条1項(CPI L-121-9条)は、著作者人格権は著作者である夫婦の一方に専属すると定めるのみで、権利濫用の可能性については何も規定していないことから、1957年法以前の判決は先例としての意義を失っているとする²⁵⁾。

これに対して、著作者人格権の絶対性を否定する見解からは、1984年判決の内容は、文言通りに受け取るべきでなく柔軟に解するべきであるといわれる。すなわち、一方では、1957年法が制定される以前の判決の意義はこの法律の制定後にも依然として失われておらず、また、この法律には著作者人格権が濫用される可能性を認めた上でそれを防止するために設けられたと解される規定がいくつか存在することがその論拠とされる²⁶⁾。また、他方では、この判決の事案を分析すれば、建物の設計図につき改変の許諾を拒否したことの適法性が主たる争点となっており著作者人格権(氏名表示権)は中心的な問題ではなかったことから、著作者人格権の絶対性についての判断は、表現を和らげて理解するべきものであるとされる²⁷⁾。

次に、1991年判決に関する学説の評価をみることにする。著作者人格権の絶対性を肯定する Pllaud-Dulian は、この判決について、一見すると著作者人格権の行使が権利濫用となる場合を認めたものと思われるけれども、実際には先の1984年判決からの方向転換はなかったとし、その理由として、次のように述べる。すなわち、第一に、著作者人格権が著作者に付与されるのは、著作物を通じて著作者の人格を保護するという目的のためであり、この目的から逸れる権利行使は、そもそも著作者人格権を行使するための要件をみたすものとはいえない²⁸⁾。そして本件では、著作者が修正撤回権を援用したのは経済上の利益のみを目的としたのであったから、著作者人格権の行使要件はみたされていなかったとする²⁹⁾。また、第二に、本件で主張された修正撤回権を行使するためには、法律上、著作物の利用権者に対する事前の補償を行なうことが必要とされること (CPI L-121-4条)、本件では補償がなされたという事実は認められないと指摘する³⁰⁾。以上から、Pllaud-Dulian は、本件では著作者

24) Pllaud-Dulian, JCP, p. 407.

25) Pllaud-Dulian, loc. cit.

26) D, 1985, p. 312, obs. Colommet. 著作者人格権が濫用されることを防止するために設けられた規定の例として、共同著作物および視聴覚著作物に関する規定が挙げられる。これらについては、本稿132頁で取り上げる。

27) A. Lucas et H.-J. Lucas, *Traité de la Propriété Littéraire et Artistique*, Litec, 1994, p. 307. Caron, op. cit., p. 19.

28) このような考え方には、Planiol による「濫用の始まるところで権利は止む。一つの行為が権利に適うと同時に権利に反することはない…」という主張の影響がみられる。Pllaud-Dulian, D, op. cit., p. 97.

29) Pllaud-Dulian, JCP, p. 408.

30) Pllaud-Dulian, loc. cit.

人格権の行使自体が認められないので、権利濫用は問題とならない。従って、實際上、この判決によって破毀院が著作者人格権につき権利濫用を認めたことにもならないと主張する。

これに対して、著作者人格権の絶対性を否定する見解からは、この1991年判決の判断は妥当なものと評価される。すなわち、本来、経済上の利益以外の利益（精神的利益）のために付与される著作者人格権が、本件では経済上の利益のみを目的として行使されたのであるから、本来の目的からの逸脱がある。この判決が本来の目的から逸脱した権利行使を著作者人格権の「濫用的な行使」と認めたのはもっともなことであり、破毀院が著作者人格権について権利濫用によるコントロールを認めることを示したものに他ならないというのである³¹⁾。とはいえ、著作者人格権の絶対性を否定して権利濫用によるコントロールの可能性を認める見解の中には、一般的にはそのような考え方は支持できるけれども、本件では、修正撤回権の要件である事前の補償がなされていない以上、権利濫用の認定によってではなく、契約法の理論によって解決を導くべきであったとするものもある³²⁾。

以上のような1991年判決に対する学説の評価を照らし合わせてみると、著作者人格権の絶対性に関する肯定説と否定説の主張の相違は、実はそれほど大きなものではないということに気がつく。すなわち、絶対性肯定説は、①権利が本来有する目的から逸脱して行使される場合には権利行使の要件をみたとし、また、②著作者人格権の内容は法律上限定されており、また修正撤回権については権利行使のための厳格な要件が定められていることから、著作者人格権の行使について権利濫用の判断を行なうまでもなくその行使の正当性が保障されているとする。一方、絶対性否定説に立ちつつも、①権利行使の動機が本来の目的から逸脱する場合には権利濫用と判断されることを認めつつ、実際にはそのような動機が明らかになることは少ないとし、また、②修正撤回権のような厳格な要件の下におかれた権利については、著作者は制度上、その権利の行使によって法が予定するもの以外の利益を引き出せないようになっており、従って濫用が認められるのは極めて例外的場合に限られるとする見解がある³³⁾。これらの主張をみると、権利が本来の目的から逸脱して行使される場合には、これを権利濫用と評価するか権利行使要件を欠くとみるかは意見が分かれても、権利行使の効果が発生しないことを認める点では、両説の間に差異はない。また、著作者人格権に属する個々の権利について、法律はその内容を限定しており、さらに厳格な行使要件が定められる場合があることによって、著作者が本来の目的を逸れて権利行使することがかなり抑止されることを認める点でも、両説は共通している。従って、著作者人格権の絶対性に関する肯定説・否定説の主張は、実質的にはそれほど異なるものではないと考えられる。

31) Caron, op. cit., p. 21.

32) Sirinelli, op. cit., pp. 276-281.

33) Sirinelli, op. cit., pp. 284-285.

5 個々の著作者人格権の性質の考慮

以上から、法律上、個々の著作者人格権の内容が限定されることによって、著作者人格権が濫用的に行使される可能性が減少する（あるいは消滅する）ことは、著作者人格権の絶対性を肯定する立場、否定する立場の両方から認められることがわかった。これを言い換えれば、法律の規定の仕方次第で、権利濫用に対する抑止効果が変わってくるということである。個々の著作者人格権の内容および行使要件がどのように規定されるかは、立法者がその権利の性質をどのように捉えていたかを表すものに他ならない。そうすると、権利濫用を認定する上で、法律の規定から直接導かれる抑止効果とは別に、個々の著作者人格権の性質を考慮することも必要なのではないだろうか。次にこの点について、学説の議論をみることにする。

Pllaud-Dulian は、先にみたような、法律の規定上個々の著作者人格権の内容が限定されることによって、権利濫用が抑止されるという議論は、個々の権利に通じる基本的な一体性を排除するものではなく、著作者人格権の統一は維持されるという³⁴⁾。また、Sirinelli も、著作者人格権に属する個々の権利は形式上は統一されておらず、裁判官は法の文言を尊重する義務を負うけれども、著作者人格権の概念上の統一は、異論の余地なく存在すると述べる。彼によれば、確かに、修正撤回権以外の著作者人格権については、事前の補償等の厳格な行使要件が定められておらず、その結果として外的なコントロール、すなわち権利濫用の認定が多くなされることになる。しかし、それとは別に、性質の違いを理由として個々の権利を異なる方法で取り扱うことは妥当でないと主張する³⁵⁾。

これらの見解に対して、A. Lucas et H-J. Lucas は、個々の著作者人格権の性質を考慮して取り扱いを区別すべきであると述べる³⁶⁾。すなわち、公表権および氏名表示権については、人格的性質が強いために、権利行使が濫用とされる状況を想像しにくい。しかし、著作物尊重権については、著作者人格権の中でも相対的性質が最も顕著であるため、権利濫用が認められる機会は他の権利よりも多くなるとする。

これと同様の結論を、Caron は、権利行使の適法性推定の強さの違いとして説明する³⁷⁾。まず、権利者は権利を正当に行使するものであるという推定を行なうことは、不当な行使が例外にすぎない以上、論理的であるといえとし、また、この推定の強さは問題となる権利によって異なるとする。そして、公表権の行使についての適法性推定は、著作物を公衆の前に送り出す場面での著作者保護はきわめて重要であることから、特に強く、また、氏名表示

34) Pllaud-Dulian, JCP, p. 408.

35) Sirinelli, op. cit., p. 286.

36) A. Lucas et H-J. Lucas, op. cit., p. 307.

37) Caron, op. cit., p. 33.

権の行使についても、著作者がその創作物と結び付けられることの重要性ゆえに、適法性推定は強いといえる。しかし、著作物尊重権の行使については、著作者に無断で著作物を改変することは絶対に許されないとすることは確かに理想であるけれども、例えば産業上の目的で創作された応用美術の著作物の場合を考えれば絵にかいた餅にすぎず、適法性推定力は弱くならざるをえないであろう、と彼は述べる。

また、Carreau も、先の A. Lucas et H.-J. Lucas および Caron の見解と同様に、著作物尊重権の行使は、他の著作者人格権に比べて、権利濫用によるコントロールを受ける機会が多いことを認める³⁸⁾。彼女は、これを権利範囲の問題として捉えて、「著作物尊重権は、著作者人格権のひとつであるが、だからといって、著作物の創作者に対して全く絶対的な権能を与えるものではない。とりわけ著作者が翻案者によってなされた改変を拒否する権利は、二次的著作物の著作者の創造力を保護するために、一定の制限内におかれる」と述べる³⁹⁾。

以上をまとめると、学説は、権利濫用を認定する上で個々の著作者人格権の性質を考慮すべきかという問題について、著作者人格権は統一的概念であるから個々の権利の取り扱いを区別すべきでないとする説と、個々の権利の性質の違いを考慮すべきであるとする説とに分かれている。そして後説は、説明の仕方は異なるものの、著作物尊重権の行使については他の著作者人格権よりも権利濫用が認定されやすいとする点で、一致する。

6 対象となる著作物の性質の考慮

著作者人格権の濫用を認定する上で考慮される要素の問題として、先にみた個々の著作者人格権の性質を考慮すべきかという議論の他にも、権利保護の対象となる著作物の性質を考慮することについて論じられている。続いて、この議論を概観することにする。

(1) 複数の著作者による著作物⁴⁰⁾

まず、著作物の性質に着目して、著作者人格権が濫用される危険を防ぐための措置を法律上設けている例がいくつか指摘される。第一のものは、共同著作物に関する一般規定である。共同著作物は共同著作者の共有財産とされ、共同著作物について何らかの決定をする際には

38) Carreau, op.cit., p.28.

39) Carreau, loc.cit.

40) 複数の著作者による著作物について、CPI L-113-2 条は、次のように規定する。

1 項 二人以上の自然人がその創作に協力した著作物を、共同著作物という。

2 項 既存の著作物がその著作者の協力を得ることなく取り込まれてできた新しい著作物を、混合著作物という。

3 項 自然人又は法人の発意に基づいて創作される著作物であって、その指示によりその名の下に出版、発行並びに公表されるものであり、かつ参加した各著作者の作成に際しての個々の寄与が、構想の目的である全体の中に融合しており、完成した全体について個別の権利を各著作者に付与することができないものを、集合著作物という。

全員一致の規則が適用される (CPIL-113-3 条 1 項ないし 2 項)。そうすると、共同著作権間で意見が一致しない場合には共同著作物の利用が滞るおそれが生じるため、そのような場合には、民事裁判所の決定するところによるとされる (同条 3 項)。この 3 項の規定について、学説は、共同作者の一人によって著作権人格権が濫用的に行使される可能性を制限するためのものであると解する⁴¹⁾。また、著作権人格権の濫用を防ぐ法律上の措置の第二のものとして、視聴覚著作物⁴²⁾に関する CPI L-121-5 条が挙げられる。CPI L-121-5 条は、視聴覚著作物の完成時期を監督、共同作者、製作者の間で最終版として確定された時期と定め (1 項)、かつ著作者は著作物の完成後にはじめて著作権の権利を行使しようと規定する (5 項)。この規定によって、視聴覚著作物が完成するまでの間、著作権人格権の行使は遮断されることになる。学説は、この規定についても、著作者の一人が権利を濫用的に行使することを防止するためのものと解する。すなわち、立法者は、著作権人格権が不当に行使されることによって、視聴覚著作物の利用が滞り、その結果、製作者の経済上の利益が犠牲となることを防止しようとしたのであるとされる⁴³⁾。

また、これら共同著作物および視聴覚著作物と同様に、複数の著作者による著作物である集合著作物⁴⁴⁾については、権利濫用を防止するための措置は法律上は設けられていないものの、判例上、著作者の一人による著作権人格権の行使は著作物の性質に基づいて制限を受けるとされる⁴⁵⁾。

(2) 実用性の高い著作物

また、判例上、著作権人格権の濫用を認定する上で、著作物の性質が考慮される別の例としては、建築著作物に関するものが挙げられる。建築著作物のような実用性の高い著作物については、その改変について著作者が著作物尊重権を主張することは制限されると一般に認められている⁴⁶⁾。この点、ある下級審判例は、「著作権人格権と建物の所有権との適正なバランスを発見しなければならず、その判断基準は、権利濫用の概念によるべきである」と述べた⁴⁷⁾。そして、1992年1月7日の破毀院判決⁴⁸⁾は、「建築家に注文される著作物が実用性を有

41) Sirinelli, op.cit., p.289, Caron, op.cit., pp.43-45, Carreau, op.cit., p.29.

42) 視聴覚著作物が共同著作物であるか集合著作物であるかについて、学説および判例の見解は分かれるが、多数説は、これを共同著作物と解する。v.Colombet, Propriété Littéraire et Artistique et Droit Voisins, Dalloz, 1994, 7^e éd., pp.88-90.nos.112-113.

43) Colombet, op.cit., note16, p312, Sirinelli, op.cit., p.289, Carreau, op.cit., p.29, n°.28.

44) 集合著作物制度に関する文献として、長塚真琴「フランスにおける集合著作物制度」著作権研究22号 (1995年) 参照。

45) 例えば、破毀院の1986年12月16日判決 (D.1998 p.173) は、「集合著作物の創作に寄与した著作者は自己の創作部分を尊重される権利を享受するとしても、この権利は著作物の集合的性質によって制限を受ける。集合的性質のために、著作者の寄与部分は著作物全体に融合しており、発行責任者は異なる著作者のそれぞれの寄与部分に対し、著作物全体の調和のために必要な修正を行なう権利を有する」と述べた。

46) A.Lucas et H.-J.Lucas, op.cit. なお、わが国の著作権法は、20条2項において、「建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変」については、同一性保持権の規定が適用されないことを明記する。

するものである場合、建物の所有者は新たな必要に応じて改変を加える権利を当然に有することがら、建築家は、その建物について絶対不可侵性を主張することはできない」と判断した。

(3) 創作性の低い著作物

さらに、判例上、著作者人格権の権利濫用を認定する上で、著作物の創作性の程度が考慮されることがあると述べる見解がある⁴⁹⁾。すなわち、Caron は、いくつかの判例は著作者が創作性の低い著作物について著作者人格権を行使することを相当に制限しているという。Caron によると、そもそも裁判所が創作性の低い創作物に著作権の保護を認めること自体に問題があり、そのような創作物については、著作者に通常認められる権利行使が正当化されにくい。このため、過剰な著作権保護への事後的な対処として、権利濫用の援用が増加するという。さらに彼は、このような現象を権利濫用論の積極的な機能として説明する。すなわち、権利濫用を認定して著作者の権利を制限することにより、創作性の不十分な著作物にまで保護が与えられることの問題性が自覚されるのであり、著作権保護の対象を慎重に引き締める方向へと議論を向かわせることができるというのである。権利濫用論が著作者人格権の議論において積極的な機能を有すると説くこの Caron の見解について、本稿で行うフランス法における議論についての概観の最後のものとして、その全体像をみておくことにする。

7 権利濫用論の積極的機能

まず最初に、Caron は、権利濫用の概念を拡張的に、かつ慎重さを欠いた方法で著作者人格権に適用することは極めて有害であると認める⁵⁰⁾。しかし、権利濫用が認定されるのは例外的な場合であり、またその際には権利の性質に応じて柔軟かつ控え目になされうることが前提とすれば、著作者人格権について権利濫用を認めることに積極的な側面を見出すことができるとして、次の3つの機能を挙げる。すなわち、第一に、著作者人格権とこれに衝突する権利とを調整する機能（調整機能）、第二に、著作者人格権を行使する際の規範を明らかにする機能（規範確認機能）、第三に、著作者人格権に関する法と現実の不適合という病理現象を発見し、修正させる機能（病理発見機能）があると彼はいう。

第一の、権利間における調整機能から順次みていくことにする⁵¹⁾。この機能は、2つのと

47) TGI.Paris, 14 mai 1974, RIDA avr. 1975 p. 219.

48) Cass. Civ. 1^{re}, 7 janv. 1992, RTD com., 1992 p. 376.

49) Caron, op.cit., pp. 69-73.

50) Caron, op.cit., p. 41.

51) Caron, op.cit., pp. 43-55.

もに尊重されるべき権利が衝突する場合には、一方を他方に優先させるための利益衡量が必要になるが、その際いずれかの濫用が認定されれば衝突を解決できることになるというものである。この機能が現われる場合としては、①共同著作物について複数の共同著作者の権利が衝突する場合⁵²⁾、②著作者の権利と著作物の媒体である有体物を所有する者の権利が衝突する場合⁵³⁾、③著作者の権利と著作者と契約関係にある相手方の権利が衝突する場合⁵⁴⁾があるとされる。

次に、第二の、規範確認機能についてみると⁵⁵⁾、権利濫用の概念は、権利者に自己の権利をいかに行使すべきかを示すものであり、著作権法の領域においては、「権利行使する著作者のための行為規範」を確認するものであるという。そして、権利濫用の一般論としては、a) その権利の社会的機能を逸脱して行使した者に制裁を加えるための制度であるという捉え方と b) その権利本来の目的から逸脱して行使した者に制裁を加えるための制度であるという捉え方が両立するところ⁵⁶⁾、著作者の権利については、社会的機能からの逸脱を理由として権利濫用を認定するべきではないとする⁵⁷⁾。なぜなら、これを認めれば、著作者に反社会的な振る舞いがあったという口実を設けて著作者の権利行使を阻むことが可能となるからである。これに対し、その権利本来の目的からの逸脱を理由として権利濫用を認定することは、著作者人格権の強化につながるという。すなわち、著作者人格権は著作者の精神的利益を保護するという目的以外には行使できない権利であることが明確になる方が、恣意的に行使できるものと考えられるよりも、社会において尊重されることになるという彼は述べる。

そして、第三の、病理発見機能とは、権利濫用が認定されることによって、法と現実の間に不適合があることを発見でき、これを修正するきっかけができるというものである。その例としては、先述のように⁵⁸⁾、創作性の低い創作物にまで著作権の保護が与えられることによって不当な結果が生じる場合に、そのような著作物に関する権利行使について濫用を多く認めることで、妥当な結論が導かれるということが挙げられる。ただし Caron は、このような事後的な対処に満足するべきではないという。すなわち、権利濫用を認定することで創作性の不十分な創作物まで保護されることの問題性が自覚されるのであり、これを起点として、

52) 権利の対象が複数の著作者による著作物である場合の議論について、本稿131-132頁参照。

53) 特に建築著作物について、本稿132-133頁参照。

54) Saleilles は、権利濫用は「弱者の手の届くところにある、強者の威圧から身を守るための、最高または究極の武器」とであると述べ、しかし、著作物をめぐる契約関係においては著作者はしばしば弱い立場におかれるにもかかわらず、実際には、権利濫用によるコントロールで著作者が保護されるよりも、著作者の権利行使が制限されることの方が多という。例えば、著作者は、契約関係に入った際に自ら承諾した事項を後に著作権の行使という形で撤回することが信義に反すると認められる場合には、権利を濫用的に行使したものとされる。Caron, op.cit., pp.49-53.

55) Caron, op.cit., pp.55-67.

56) Josserand の見解は、この両方の観点を権利濫用の判断基準とするものである。江川・前掲注(4)、29頁。

57) 例えば、データベースの著作物について、著作者の権利と情報への接近を求める公衆の権利が対立する場合に、著作者が公共の利益を顧みず著作者人格権を行使しても(著作者が公表権を行使して情報を非公開としても)、権利の濫用的行使と認めるべきではないとする。Caron, op.cit., pp.59-63.

58) 本稿133頁。

著作権保護の対象を慎重に引き締める方向へと議論を向かわせることが必要であると主張する。

8 わが国の議論への示唆

以上に概観したように、フランスの議論には、著作者人格権について権利濫用を認定する上で、著作者人格権に属する個々の権利の性質および権利の対象となる著作物の性質を考慮すべきであるという見解が存在する。この点、フランスの学説上、著作者人格権に属する権利の中でも特に著作物尊重権の行使については、権利濫用によるコントロールが認められやすいとされる⁵⁹⁾。このことは、Caron のいう権利濫用の調整機能という観点からみれば、著作物尊重権は他の権利と衝突する機会が多いので、それらの権利間の調整を権利濫用の認定によって行なう必要も多く生じるといえることになる。同様のことは、わが国の著作権法における同一性保持権にもあてはめて考えることができるだろう。

また、フランスにおける議論と同様に、わが国において、著作者人格権の性質に関する人格権説からは、経済上の利益のために著作者人格権を行使する場合には、権利の濫用になるとされる⁶⁰⁾。これを権利濫用の規範確認機能として捉えれば、そのような場合に権利濫用を認定することによって、精神的利益の保護という権利本来の目的が明確にされ、ひいては著作者人格権を強化することにつながるという見方も可能であると思われる。

59) 本稿130-131頁。

60) 斎藤博「著作者人格権の理論的課題」民商法雑誌116巻6号（1997年）3頁以下、24頁参照。